

発行所
白石市役所
企画審議室
白石市桜小路35
TEL(代)2111
発行定日 毎月15日
(売価 1部2円)



▼ 1面…新年のご挨拶
お 2面…
も 3面…
な 4面…個人事業税の改正
内 について
容 について
▲

新年おめでとうございます

昭和37年元旦

市民の皆さん、新年おめでとうございます。昭和37年の新春に当り市政だよりを通じて市民の皆さま方に、新年のご挨拶を申し上げます。

市民各位のご信託のもとに市長に就任致してからここに満八年になるうとしておりますが、その間皆さま方から賜りましたご支援に対し、深く御礼申しあげます。白石市が誕生いたしました



てから既に九年目の春を迎えましたが、市民の皆さま方の絶えない御力と市議会を始め各関係団体の御協力によりまして、年と共に田園観光都市、産業、文化の都市としての市勢が振興発展しつゝ、ありますことは洵に御同慶に堪えないところでありますと共に深く感謝の意を表する次第でございます。

私は就任以来、平和にして住みよい郷土、文化的で明るい白石市建設の抱負を

年頭のあいさつ
白石市長 麻生寛道

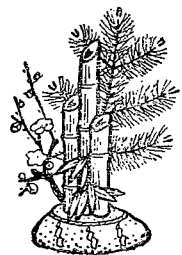
望に副いつゝあり、また納税成績の如きも年々向上して参りましたことはご同慶に堪えない処でございます。本年は、一夜よく千里を走る、と申される寅年でございまして、懸案の各種教育施設の整備、市道、農道の改良事業や川原子ダム及びし尿処理場の早期完成を始め、土地改良事業並び

に開拓地区管農の振興、農基法に基づく農協の合併を始め、農業の近代化、科学化による農業経営の合理化等によつて農林業の所得増加を図ると共に、他面商工業の発展による近代的都市美の形成に努力まい進する所存でございます。

特に東北本線福島、白石岩沼間の複線化の早期着工は、我が郷土の振興上最も重要問題でございますので南蔵王観光資源の開発と共に一層の努力致す考えでございます。

以上年頭に当りまして、市民の皆さま方の日頃のご支援に対し感謝の意を表しますと共に、所信の一端を申しあげまして皆さまの御協力ご支援をになう次第でございます。

市民の皆さま方のご健康とご幸福とをお祈り申し上げ新年のご挨拶といたします。



明けまして
おめでとうございます

| | |
|-----------|--------|
| 市長 | 麻生 寛道 |
| 助 役 | 阿部 末吉 |
| 収入 役 | 菅野 長蔵 |
| 固定資産評価員 | 黒 沢 登 |
| 企画審議室長(兼) | 阿部 末吉 |
| 総務課長 | 川村 海治 |
| 会計課長 | 安田 光雄 |
| 税務課長 | 斎藤 皆五郎 |
| 農林課長 | 高橋 亨 |
| 商工観光課長 | 菊地 常正 |
| 保健衛生課長 | 村上 智雄 |
| 建設課長 | 山内 秀夫 |
| 市民課長 | 渋谷 清 |
| 福祉事務所長 | 佐藤 勇市 |
| 授産所長 | 細谷 道一 |
| 母子寮長 | 半沢 寛栄 |
| 消防署長 | 後藤 東吾 |



年頭のご挨拶

白石市民の皆さん、明けましておめでとうございます。これに深甚な感謝の意を表します。

昭和37年の新春を迎えるに当り、謹んで新年のご祝詞を申し上げますと共に皆さま方がご健勝で希望に燃えるよい年をお迎え下さいましたことを心からお慶び申しあげます。



『タバコ』は市内で買ひましょう



昭和37年をむかえて……新年待望……

市民のみなさま心より新年をこぼぎ申しあげここに大木博夫の詩「新年待望」の一節をお贈りいたします。



年頭のあいさつ

農業委員長 鈴木孝一郎

日本の農業人口は目立つて減少の一途をたどつています。昨年の総理府の統計によれば昭和35年の農業従事者の総数は一、三二二万六〇〇〇人で昭和30年に比べると実に一六七万四〇〇〇人つまり一、二%の減少であります。

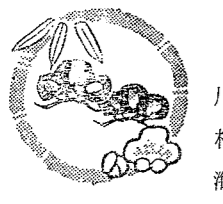
これの解決に対応するため強力な農協の必要性がさげはれているのであります。

市議会定例会

12月市議定例会は12月15日に開会し会期を5日間として19日に閉会した。議案は41件が上程され審議の結果第百二十三号議案昭和36年度白石市歳入歳出追加更正予算案は一部修正され、また第九

謹賀新年

Table listing city council members and committees. Includes names like 市長 太宰虎太郎, 副市長 阿部輝太郎, and various committee members.



個人事業税の改正についてお知らせ

事業（商業）をなされている方々に課税される個人事業税が昭和 36 年法律第 74 号で改正され、昭和 37 年度から適用されることになりました。改正になった部分の要点は次のとおりです。

◎ 法律で申告期限が 3 月 20 日と定められました申告しないと次の各項に記載しているような各種の控除が認められなくなります（事業主控除を除く）思わぬ不利をみることになりますから必ず申告書を提出して下さい。

1. 各種損失の繰越控除と控除

次のような種類があります。

(1) 損失の繰越控除（所得税の青色申告をしている人に限ります）

この控除は従来もありましたが一部改正が行われました。要旨は前年前 3 年間における事業所得の計算上生じた損失の金額で前年前までに控除されなかつた部分の金額は控除する旨の規定です（所得税で繰戻をうけた場合で繰越控除になります）

(2) 被災棚卸資産の繰越控除（すべての人に認められます）

この控除は(1)と同様従来もありましたが一部改正です。要旨は前年前 3 年間における事業所得の計算上生じた損失のうち、被災棚卸資産（震災、風水害、火災等によりうけた損失、但保険金損害賠償金等でうめられた金額を除く）の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額を控除する旨の規定です。

(3) 雑損失の繰越控除（すべての人に認められます）

改正の要点は前年前 3 年間において生じた雑損控除（下の(4)を参照して下さい）の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額を繰越控除する旨の規定です。昭和 36 年 1 月 1 日以後に発生したものから適用されます。

(4) 雑損控除（すべての人に認められます）

改正の要点は直接事業の用に供する資産（例えば土地、建物、機械器具、什器、備品等の固定資産、又は事業用の牛や馬で棚卸資産は含まない）が震災、風水害、火災などの災害や盗難によつて損失をうけた場合の金額（保険金、損害賠償金等でうめられた金額を除く）が当該個人の事業の所得金額（(1)(2)(3)及び事業専従者控除のもの）の 10 分の 1 の額をこえるときの当該損失の金額を所得計算上控除する旨の規定です。この場合控除しきれない部分の金額を(3)により繰越控除することになりますがこの控除は申告期限に認められません。

なお (1)(2) については旧法の適用をうけていた個人でなお控除できる額のある人については損失の生じた年に申告があり、その後の年分から 36 年分以前の年分までの申告につき連続して申告があつたものと見做して取扱うことになっています。

2. 事業主控除

従来の基礎控除の名称が事業主控除と変りましたが控除額は従前と同じく 20 万円です。

3. 事業専従者控除

事業を行う個人と生計を一にする親族（前年の 12 月 31 日において 15 才未満の者を除く）で専らその事業に従事しているときは事業からうける給与の金額で従事期間、労務の性質、及び提供の程度、事業の種類及び規模その他の状況に応じ通常うけるべき給与の金額として相当であると認められるものについて次のような控除を行います。

(1) 青色申告者の場合……従事した月数に応じますが 80,000 円を限度とします。

(2) 全上以外の者の場合 50,000 円 //

但しこの控除は例えば老衰その他の心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されているもの、他に職業のある者とか学校教育法第 1 条、83 条、98 条等の学生、生徒の場合（小中、高大生、各種学校の生徒その他）は認められないことになっています。

而しこの場合夜間働ける者、又昼間学生で夜の仕事に従事するもので事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者は控除がうけられます。

以上が改正の要点であります不明な部分、又具体的な問題等については県税事務所まで連絡下さるようお願いいたします。